

「新宿区空家等対策計画」改定素案へのパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

区では、令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律（以下、「特措法」という。）が施行されたことを受け、特措法に定める空家等、特定空家等及び管理不全空家等のほか、特措法では対象外となる長屋の空き住戸やいわゆるごみ屋敷も含めた適正な管理を推進するため、「新宿区空家等及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の適正管理に関する条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。

空家等にかかる法律の改正や新たな条例に対応するため、区の空家等対策計画を改定します。

このたび、計画の原案がまとまりましたので、パブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

記

【実施期間】

令和7年10月25日（土）から令和7年11月25日（火）まで

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配付場所】

危機管理課、ごみ減量リサイクル課、建築調整課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

◆ 新宿区ホームページでもご覧いただけます。

http://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_000001_00247.html



【意見の提出方法】

意見用紙（上記の閲覧場所にて配付）に必要事項を記入の上、郵送・ファックス、窓口持参によりご提出ください。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区危機管理担当部危機管理課危機管理係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎4階

電話 03（5273）4592 F A X 03（3209）4069